

# 磐田北小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止の基本的な考え方

### (1) いじめの定義

いじめとは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」を言う。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団から無視をされる。
- ・ 軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立つことが必要である。また、いじめには様々な表れがあることに気を付けて、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気付いていなかったりする場合もあることから、その子どもや周りの状況等をしっかりと確認することも必要となる。

### (2) 学校におけるいじめの特徴

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせる。

いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、学級・学年等の所属する集団において、規律が守られなかつたり問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」として、はやし立てたり面白がつたりする子どもがいたり、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをして関わらない子どもがいたりすることにも気を付ける必要がある。

### (3) いじめ防止の基本要素

#### ア 未然防止のための取組

子どもは家庭や様々な集団において、ありのままを受け止めて、ほめてくれるような関わり合いを通して、安心感や信頼感に満たされ、自分を大切に思う気持ちを膨らめることができる。そして、自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高めることで、よりよい自分を目指そうとする意欲をもち、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）が育てられていく。そうして、一人一人の健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない社会づくりにつながっていく。

健やかでたくましい心を育むためには、学校、家庭、地域それぞれが連携して、子ども自身の自立をめざすことが大切である。保護者や指導者は、子どもの発達段階に合わせて、子どもの思いを共感的に受け止め、その子のよさや可能性を認める姿勢をもち、子どもとの信頼関係をつくり上げていくことが、子どもの望ましい成長を支える。教職員が温かく見守る中で、様々な経験を積み重ね、優しさや厳しさなどを学び、自立していけるようにしたい。

特に、学校においては、子どもと教職員との信頼関係を大切にし、考え方などの違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが求められる。学級活動や道徳の時

間を活用し、子ども自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、自分たちの問題を自ら解決していくような集団を育てていきたい。4年生までに集団生活を通して、規範意識を形成できるように指導し、自我の芽生える高学年では、不安や悩みに寄り添い、自己肯定感を高めていくよう支援していく。

イ 早期発見・早期対応（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て）

いじめは、どこでも、誰にでも起こりうることから、いじめの早期発見には、学校・家庭・地域が連携・協力して、子どもを見守り続けていくことが求められる。

学校では、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、子どもや保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認できるようにする。また、定期的なアンケート調査を中心に、積極的ないじめの発見に努める。

ウ いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処）

いじめが発見された場合には、深刻な事態にならないように、学校、家庭、地域等が状況に応じて連携し、速やかに協力して対応していく。

いじめられた子どもへの支援、いじめた子どもや周りの子どもへの指導など、状況を十分に把握した上で、複数で具体的な取組を確認し、対応する。

エ 関係機関との連携

いじている子どもに対し、指導しているにもかかわらず効果が上がらない場合など、状況によって、警察（サポートセンター・スクールサポーター）やSC、SSW、医療機関など関係機関等と連携する。

## 2 いじめ防止の具体的な対策

### (1) いじめ防止対策委員会の設置

○ 構成員

（校内） 校長 教頭 主幹教諭 生徒指導主任 学年主任 養護教諭  
（連携） スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

### (2) 未然防止のための取組・役割

ア 学級担任

- ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・ はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。いじめを止めることができなければ、誰かに知らせるとよいことを促す。
- ・ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進め、すべての児童が参加でき、活躍できるように授業改善を行う。また、誤った発言や異なる意見を大切に、そこから学ぶ姿勢や態度を育てる。
- ・ 情報モラルに関する学習を行う。
- ・ 学年で体育的行事や集会活動を行ったり、プロジェクト活動を推進したりして、喜びや悔しさなどを共感し合い、互いに認め合う機会を設定する。
- ・ 一人一人の役割や活動の場を設定し、取り組む姿勢や努力をたたえ合う。
- ・ 不満やストレスがあっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの確に発散したり、信頼できる人に相談したりするなど、解消・解決できる方法をアドバイスする。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、子どもを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

イ 生徒指導主任

- ・ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・ いじめ撲滅宣言を子どもたちで考えさせ、発表の機会や掲示物を作り、啓発する。
- ・ いじめの問題に子ども自らが主体的に参加する取組を推進（児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）

#### ウ 養護教諭

- ・ 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

#### エ 管理職

- ・ 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・ 子どもが自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。

### (3) 早期発見・早期対応への取組

#### ア 学級担任

- ・ 1学期にQ U検査を行い、学級の児童の実態を把握し、集団作りに活用する。
- ・ 学期ごとの「心のアンケート」、「人間関係づくりプログラム」や日記、個別面談により、人間関係の実態を把握したり、相談を受けたりする。
- ・ いじめの相談を受けたり、いじめを受けていると思われたりした場合には、早期にアンケートや聞き取り等により事実確認を行う。いじめが確認された場合には、いじめを受けた子どもとその保護者に対する支援、いじめを行った子どもとその保護者に対する指導、助言を継続的に行う。

#### イ 生徒指導主任

- ・ 毎月1回、生徒指導委員会を開き、情報交換や対策等について協議する。
- ・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。
- ・ いじめ事案発生時には、緊急会議を開き、対応を協議する。

## 3 重大な事態が発生したときの対処

### (1) 重大な事態の定義

ア いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・ 子どもが自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

イ 欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間連続して欠席しているとき。

ウ 子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

### (2) 対処の仕方

ア 学校の設置者に重大事態の発生を報告し、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて確認する。

イ 学校が調査主体となった場合、学校の設置者の指導・助言のもと、対応する。

- ・ 調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・ 子ども、保護者へ正確な情報を迅速、確実に伝え、二次被害を防止する。